

Title	ブリュッセル効果の分析を通じた、今後の国際的ルール形成への示唆
Author(s)	田中, 武久
Citation	年次学術大会講演要旨集, 39: 699-702
Issue Date	2024-10-26
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/19662
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨



2 B 2 3

ブリュッセル効果の分析を通じた、今後の国際的ルール形成への示唆

○田中 武久（株式会社パナソニック総研）¹

tanaka.takehisa@jp.panasonic.com

1. はじめに

一般データ保護規則(GDPR)や特定有害物質使用制限指令(RoHS 指令)などの EU の規制や標準などの法的拘束力を持つルールは、EU 域内のみならず、世界中の企業を実質的に拘束したり、各國政府の法律などに影響を与えている。Anu Bradford は 2012 年の論文[1]でその影響力をブリュッセル効果と命名し、2020 年に研究成果を書籍にまとめた。[2], [3]

本稿では、2020 年以降の情勢変化がブリュッセル効果に与えた影響を、特に国際関係、環境、デジタル化の視点[4]から分析し、今後のグローバルのルール形成における、日本、日本企業の戦略に対する示唆を提示する。

2. ブリュッセル効果

ブリュッセル効果が有効となる要件

Bradford は、ブリュッセル効果が発生する要件として、以下の 5 点をあげている。

- ① 市場規模：豊かで巨大で単一の EU 市場
- ② 規制能力：規制を策定しそれを遵守させる、欧州委員会、加盟国政府の能力
- ③ 厳格な基準：EU 市民の価値観に基づき、予防措置を含む厳格な基準
- ④ 非弾力的対象：域外に移動できない消費者などが関連していること。金融資本や工場等は域外に移動しやすく、効果が發揮されにくい
- ⑤ 不可分性：大量生産や企業合併など、EU 域内外で別々にすることが合理的でない場合

ブリュッセル効果の事例

Bradford は、市場競争、デジタル経済、消費者保護、環境の四分野から、合併規制、GDPR、RoHS 指令、EU の排出権取引などの事例を挙げている。

例えば、EU ではプライバシーは基本権であり、官民に対する包括的なデータ保護の法令として GDPR を 2016 年に制定した。GDPR は EU 居住者の個人データを扱う組織に適用されるが、EU 居住者以外のデータを別基準で扱うことは、業務が複雑になる上に、二重基準と非難される可能性がある

ため、企業は EU 居住者以外のデータも自主的に厳格に管理する。これをデファクトのブリュッセル効果、と Bradford は呼んでいる。

さらに、GDPR が EU 域外の世論を動かし、EU 基準に対応した企業が他国でも同様の扱いを政府に求め、さらに、EU が同様の制度を取り入れるよう各国に直接促すことで、GDPR 類似の法令が、EU 域外の国でも成立する。これを Bradford はデジタルのブリュッセル効果と呼んでいる。

ブリュッセル効果を弱める情勢変化

Bradford は、ブリュッセル効果に影響を与える 2020 年当時の情勢変化として、中国を含む新興国の台頭、グローバル化の後退、技術革新、EU の分裂、EU 内の反 EU 感情をあげ、いずれも大きな影響を与えない可能性が強いとした。

そして 2024 年の今、Bradford の予想はほぼその通りとなり、ブリュッセル効果は今でも有効である、と筆者は考えている。

3. 2020 年以降の情勢変化

ブリュッセル効果に大きな影響を与える 2020 年以降の世界情勢の変化には以下がある。

- ① 國際関係の変化（多極化、脱グローバル化）
- ② EU、EU 各国の政治状況の変化
- ③ 環境規制の強化に伴うコストの増加
- ④ デジタル技術、特に AI 技術の急速な発展

以下、この 4 点について、ブリュッセル効果との関係を検討する。

国際関係の変化

2001 年の米国同時多発テロとそれに続くアフガニスタン、イラクでの戦争で米国は疲弊し、米国 1 強だった世界秩序は多極化に向かった。また、G7 諸国が世界経済に占める割合は、1980 年代の 7 割弱が、2023 年には 4 割強程度になり、トランプ前大統領は、WTO、TPP のような多国間協定に批判的な立場をとった。

また、トランプ政権後半から、米中の対立が急速に顕在化し、2022 年のロシアのウクライナ侵攻

¹ 本稿の見解は、筆者個人の見解であり、所属する(株)パナソニック総研、パナソニックグループの見解ではない。

は、中露と西側諸国の分断を招いた。また、インドやブラジル、ASEAN 諸国、中東諸国なども、G7 とは独立した動きをとるケースが増えている。

EU でも中国に依存したサプライチェーンの見直しや、デリisking、戦略的自律、産業競争力強化が議論されている。

EU、EU 各国の政治状況の変化

本年 6 月に実施された EU 議会選挙では、左派・環境重視の会派が後退し、極右を含む右派が大きく前進した。中道は減らしたものの、フォン・デア・ライエン委員長が再選された。

一方、EU 議会選挙結果を受け 7 月に急遽実施された仏の総選挙では左派が勝利したが、独の 9 月の州議会選挙では極右が躍進した。

移民、エネルギー価格の高騰に対する反発が、極右の躍進の背景にあると考えられている。

環境規制の強化と遵守コストの増加

EU 市民の環境問題に対する関心は高く、2022 年の欧州委員会の消費者実態調査でも 72% が環境への貢献により努力すべきだと回答している[5]。

2019 年以降の欧州委員会は、環境重視の会派の影響力が強く、2019 年に欧州グリーンディールが発表され、様々な環境重視の制度・法令が導入された。当面は、環境関連の新規制はないと思われるが、炭素国境調整メカニズム (CBAM)、エコデザイン規則 (ESPR) 等が本格的に施行され、既に成立した法令を逆行させることはないと想われる。

一方、企業の環境関連法令遵守コストが、EU 企業の国際競争力低下を招くという懸念は強い。また、EU 市民の高い環境意識は購買活動に必ずしもつながっておらず、例えば、ドイツでは 2023 年末に EV に対する補助金が打ち切られた結果、EV の自動車販売に占める割合が低下した。

デジタル化、特に AI 技術の急速な発展

デジタル化、特に ChatGPT の 2022 年の公開は、米国の IT 企業による寡占化に加え、様々な社会基盤への悪影響が懸念されている。

2020 年以前から、EU 競争総局は制裁・規制を行ってきたが、米国の IT 企業の影響力は今も強い。EU はデジタル主権の方針に基づき、EU データ法、AI 規制法等を採択し規制を強化しつつ、GAIA-X や AI 開発支援パッケージなど、EU の競争力強化に向けた取り組みを進めている。

4. ブリュッセル効果の今後の見通し

2020 年以降の変化が、ブリュッセル効果に今後及ぼす影響について本章では検討する。

極右台頭などが示す EU の理念の変化

極右にも様々な主張があるが、民族主義・自国優先、EU 権限強化への反対、移民・環境・人権などのリベラルな政策への反対等の主張が多い。

環境や人権、市場競争の在り方などの EU の理念が、EU の厳格な法令の原動力となっており、EU の理念が変質、弱体化すれば、ブリュッセル効果は弱まると思われる。

また、欧州委員会の政策・法制化には、EU 議会や閣僚理事会の賛成が不可欠な上に、法令の運用にも各国政府の協力が不可欠で、EU 各国の政府や議会の反対により、規制能力が損なわれる可能性がある。

一方、2020 年以前から極右の台頭は懸念されていたし、本年のフランスの総選挙では左派が最大勢力となった。また、EU ではないが英国では労働党が総選挙で地滑り的勝利を収め、EU のバランス感覚は健在とも考えられる。多少の紆余曲折はあるが、環境や人権に関する EU の規制が、逆行する可能性は低いと筆者は考えている。

遵守コストに対する産業界の反発

企業の法令遵守のコストが拡大し、法令違反での罰金、社会的制裁も大きくなっている。それらが、労働生産性、投資効率を低下させ、EU 企業の国際競争力を低下させる、という不満が産業界から出ている。

中小企業に対しては大企業よりも規制が緩い場合も多いが、法令策定時のロビイングなどの活動、法令遵守体制が充実している大企業が有利となるのではないか、という懸念もある。

環境関連では、温室効果ガス削減のための様々な規制に加え、エコデザイン規制によるリサイクルなどの義務付け、報告義務などに起因するコスト増に産業界は懸念を示している。

デジタル経済関連では、AI 規制法、データ法などに対する遵守コストに加え、欧州委員会当局からの訴訟リスクも抱え、企業の事業予見可能性が低下している。

過去の GDPR や RoHS 指令などでも、産業界は当初反発したが結果として対応してきたという歴史はあるが、EU 市場の相対的な魅力の低下に脱グローバル化の潮流が加わる中で、EU 域外の企業は EU 市場への参入をためらったり、EU 域外と域内で別のルールで事業を進めたりするケースは増すであろう。

EU も産業界の声を聞きつつ、現実的な落とし所を探ると思われるが、エネルギーや原材料価格の高騰、域外企業との競争激化などで、EU 企業がさらに苦境に立たされた場合は、運用ではカバーできず法令の改正に至る可能性もあると思わ

れる。それが域外企業や EU 以外の国の不信を招き、EU のルール形成能力に対する信頼が低下し、ブリュッセル効果は後退する可能性はあろう。

イノベーションの停滞

EU のルールの特徴に、実害が発生する前に規制をかけ、損害を予防するという考え方方が強いという点がある。一方、米国では、政府の規制は最小限にして、実害が発生した場合は、訴訟による損害賠償で補償する、という傾向が強い。

気候変動対策のための温室効果ガスの削減はその典型と言え、AI の利用に厳格なルールを適用する AI 規制法も同様である。しかし、その結果、米国、中国に技術開発、新規事業で後れを取る、イノベーションを阻害する、という懸念が生じる。イノベーションの停滞がブリュッセル効果に直接影響を与えるわけではないが、EU 域内企業の劣後や消費者の利便性の低下につながれば、ブリュッセル効果の効力は低下し、かつ、制定した法令などの見直しにつながるであろう。

各種の規制がむしろイノベーションを促すという考え方もある。また、環境問題にせよ、SNS のヘイトスピーチや偽情報などの社会問題にせよ、実害が出た場合の社会的コストは莫大になる可能性があり、結果として EU の規制、ルールが正しかったとなれば、むしろブリュッセル効果の効力が高まる可能性はある。

脱グローバル化

1989 年のベルリンの壁の崩壊が象徴するグローバル化は、世界の効率化を高め、国際交流が拡大し、世界の平和、幸福の向上につながると考えられていた。しかし、各国内の貧富の差の拡大、権威主義国家の経済成長、先進国の相対的地位低下などが起きた。そして、米国と中国の対立、ロシアのウクライナ侵攻、米国のトランプ前大統領の自国中心主義などにより、世界は脱グローバル化の時代に入ろうとしている。

西側諸国以外の国々との自由貿易、多国間の国際ルールの形成と遵守は、ブリュッセル効果の基盤である。脱グローバル化により、ブリュッセル効果の及ぶ範囲は限定的となり、かつ、EU の法令との一致度も下がる可能性がある。

一方、SDGs に代表される社会課題は人類共通であり、その深刻さも増しており、国際的なルール形成とその遵守は、ますます重要になろう。その中で、積極的に厳格なルールを策定し、自ら遵守することで世界をリードする EU の役割はより重要性を増すと筆者は考えている。

科学的事実に基づいて長期的社会課題を予見し、それを今の世代で解決しようという意志がな

ければ、ブリュッセル効果どころか、EU における法制化・遵守も進まない。

科学に対する信頼、それが示す長期課題を解決しようという意志は、今後も優勢であると筆者は信じている。そして、EU の規制策定・遵守能力の高さから、ブリュッセル効果は今後も存続すると筆者は考える。

5. 日本、日本企業のルール形成への示唆

本章では、日本のこれまでのルールメイキングについて概観した後、ブリュッセル効果を参照しつつ、日本、日本企業のルール形成に関する示唆を提示する。

日本のルール形成戦略

日本は空白の 30 年と言われるように、停滞期に入つてから久しく、一人当たり GDP では G7 諸国では最下位、IMD などの国際競争力ランキングでは、先進国の中では下位を低迷している。

その間、様々な政策、取り組みが官民から提案・実施されてきたが、その一つに標準化戦略がある。例えば、2006 年には国際標準総合戦略が打ち出され、国際標準化活動の強化、マネジメント規格などの新しい分野での活動強化、などが示された。

しかし、工業製品の標準化が主で技術的優位性が標準化を決めるという考え方方が強く、気候変動対策や GDPR のような分野のルール形成には受け身だった上に、RoHS 指令のような対応が難しいルールに対しては産業界が反対することが多かった。その上、欧州発の標準化が結果として国際標準となる中、欧州の標準化・ルール形成は、欧州の既得権益を守るために戦略だという被害者意識さえ見られた[6]。

とはいっても、科学・技術イノベーション計画、その具体的なプロジェクトとしての戦略的イノベーション創造プログラム (SIP) 等では、社会課題の解決を目標に設定し、技術だけでなく社会実装まで含めて推進することが意識されるようになり、社会実装の前提となる制度検討の重要性も謳われるようになり[7]、SIP の個別のテーマの計画書でも国際標準戦略、ルール形成戦略が記載されるようになった。

EU のルール形成から得られる日本への示唆

環境問題やデジタル技術の悪用・濫用などの社会課題は、人類共通、かつ、深刻であり、国際的な協力、そのためのルール形成は不可欠と筆者は考えている。このルール形成で世界をリードしてきたのは英国を含む EU であり、米国が分断・内向きになる中、日本も理念・原則に基づいたルール形成で EU と協力していくことが必要と考える。

そのためには、2024 年の経団連の提言[8]にも記載されているように、企業行動の変容促進、人材の確保・育成、業界横断的な連携の促進、アカデミア人材に対する評価・支援などの施策を実行することが必要であろう。それに加え、下記の点が重要と筆者は考える。

① 社会課題の研究の強化

藤井[6]は日本人が理念や原則が苦手で有ると指摘している。気候変動対策にしろ、人権問題にしろ、ヘイトスピーチやフェイクニュースなどのデジタル技術の悪用・濫用にしろ、確固とした理念・原則を持ち、その対策を含めアジェンダとして長期的に解決していくことが求められる。

そのためには、欧米にみられるような産業界とは独立したシンクタンク等で、理念・原則を事実に基づき研究し、具体的なアジェンダ、計画を策定することが必要と考える。日本では、アカデミア、企業、NGO などの意見を政府が取りまとめるケースが多い。しかし、頻繁な選挙により政府は近視眼的になりがちな上に、数年おきの異動でキャリア官僚は専門性を深めにくい。欧米だけでなく、アジアの近隣諸国とも協力して研究を行い、日本を含む各国の政策に、その研究成果を反映する組織と仕組みが必要であろう。

② 若い世代の尊重

山積する社会課題の悪影響を受けるのは、その原因の責任がない若い世代である。科学技術教育も重要だが、科学技術を社会課題の解決に結びつけるための教育を充実させつつ、若い世代の意見・利益を政策に反映することが重要と考える。

EU 各国で、科学技術だけでなく、民主主義、社会課題に関する教育をどのように行っているかを研究し、良いものは取り入れていくことが重要と考える。

③ 社会課題に対する国民の理解を深める

日本の社会人は世界と比較して自己研鑽意欲が低く、特に中高年以上では成長実感度の低下が著しいという調査がある[9]。

現在の政治や経済、アカデミアで中心となっている世代は、空白の 30 年間を率直に反省し、これまでの成功体験や既得権益、慣習に囚われず、長期的視点で社会課題の解決策を考え、今やるべきことを着実に進めることが求められよう。

そのためには、すべての人が大学卒業以降も自己研鑽を継続し、政府、企業、アカデミアはそれを支援することが必要と考える。

6. まとめ

本稿では、ルール形成で世界をリードする EU のブリュッセル効果を分析し、日本、日本企業に対する示唆を提示した。

人類共通の社会課題が深刻化する中、国際的な協力、そのためのグローバル・ルールの形成が重要な中、国際社会のみならず、各国内でも分断が進んでいる。

日本は西側諸国と価値観を共有しているといえ、G7 唯一のアジアの国として、欧州、米国とは異なる国際的地位、科学技術以外の文化的資産を有する。この特徴を生かしつつ、人類共通の社会課題解決に向け、グローバル・ルール形成に積極的に貢献することが、日本の空白の 30 年を乗り越えることにもつながると筆者は考えている。

参考文献

- [1] Anu Bradford, **The Brussels Effect**, Northwestern University Law Review, Vol.107, No.1 (2012)
- [2] Anu Bradford, **The Brussels Effect: How the European Union Rules the World**, Oxford University Press (2020)
- [3] アニユ・ブラッドフォード, 庄司克宏監訳、ブリュッセル効果 EUの覇権戦略：いかに世界を支配しているのか、白水社 (2022)
- [4] 田中、”国際関係、環境、デジタル化と企業戦略、技術・イノベーション戦略”，研究・イノベーション学会第 38 回年次学術大会講演要旨集, pp255-258(2023)
- [5] **2023 Consumer Conditions Scoreboard**, https://commission.europa.eu/strategy-and-policy/policies/consumers/consumer-protection-policy/key-consumer-data_en, 2024/9/8 参照
- [6] 藤井敏彦、競争戦略としてのグローバルルール、東洋経済新報社、2012
- [7] 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）概要、<https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sipgaiyou.pdf>、2023 (2024/9/8 参照)
- [8] 経団連、グローバル市場創出に向けた国際標準戦略のあり方に関する提言、https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/013_honbun.html、2024(2024/9/8 参照)
- [9] パーソル総合研究所、グローバル就業実態・成長意識調査(2022 年)、<https://rc.persol-group.co.jp/thinktank/assets/global-2022.pdf>、2022 (2024/9/8 参照)